別表

号数	表題
企業会計基準第１号	自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準
企業会計基準第２号	１株当たり当期純利益に関する会計基準
企業会計基準第３号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正
企業会計基準第４号	役員賞与に関する会計基準
企業会計基準第５号	貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準
企業会計基準第６号	株主資本等変動計算書に関する会計基準
企業会計基準第７号	事業分離等に関する会計基準
企業会計基準第８号	ストック・オプション等に関する会計基準
企業会計基準第９号	棚卸資産の評価に関する会計基準
企業会計基準第10号	金融商品に関する会計基準
企業会計基準第11号	関連当事者の開示に関する会計基準
企業会計基準第12号	四半期財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第13号	リース取引に関する会計基準
企業会計基準第14号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その２）
企業会計基準第15号	工事契約に関する会計基準
企業会計基準第16号	持分法に関する会計基準
企業会計基準第17号	セグメント情報等の開示に関する会計基準
企業会計基準第18号	資産除去債務に関する会計基準
企業会計基準第19号	「退職給付に係る会計基準」の一部改正（その３）
企業会計基準第20号	賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準
企業会計基準第21号	企業結合に関する会計基準
企業会計基準第22号	連結財務諸表に関する会計基準
企業会計基準第23号	「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正

○農林水産省告示第千七百五十六号

農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十一年政令第二百八十五号）の施行に伴い、独立行政法人農業者年金基金法施行規則（平成十五年農林水産省令第九十五号）第三十二条並びに第三十三条第一号ニ、ト及びカの規定に基づき、平成十五年九月三十日農林水産省告示第千五百三十二号（独立行政法人農業者年金基金法施行規則第三十二条の農林水産大臣が指定する地域等を指定する件）の一部を次のように改正し、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

平成二十一年十二月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

第三号ニ中「第１条の六第１項第四号の二」を「第六条第二項第三号」に改める。

○農林水産省告示第千七百五十七号

農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行に伴い、及び租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十二条の五第１項の規定に基づき、平成十九年三月三十日農林水産省告示第三百九十九号（租税特別措置法施行令第四十二条の五第１項の農林水産大臣が定める基準）の一部を次のように改正し、同法の施行の日（平成二十一年十二月十五日）から施行する。

平成二十一年十二月十一日

農林水産大臣　赤松　広隆

第二号中「特定農業法人」の下に「（農業生産法人（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）に限る。）」を加え、「同条第１項」を「農業経営基盤強化促進法第二十三条第１項」に改め、第四号イ中「（農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）」を削り、「同項第二号ニ」を「農地法第二条第三項第二号ニ」に改め、同号ロ㈠中「第二条第七項第二号」を「第二条第三項第二号」に改める。